

アール・イー・ジャパン株式会社

次世代住宅ポイント対象住宅証明発行業務手数料規程

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日制定

令和元年（2019 年）10 月 1 日改定

（趣旨）

第 1 条 この次世代住宅ポイント対象住宅証明発行業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程（以下「業務規程」という。）第 5 条に基づく適合審査及び第 6 条に基づく変更に係る適合審査の業務（以下単に「適合審査」という。）に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

（手数料等）

第 2 条 適合審査の手数料は、次による。

【一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）】

（消費税込金額、単位：円）

	断熱等性能等級 4	一次エネルギー消費量等級 4 以上	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 以上	高齢者等配慮対策等級 3 以上	劣化対策等級 3、かつ、維持管理対策等級 2 以上
単独申請	67,000	75,300	67,000	67,000	67,000
併願等申請	33,500	34,600	33,500	33,500	33,500

備考

- 1 本表は基本額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができる。（第 5 項及び次表において同じ。）
- 2 前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。
- 3 兼用住宅の適合証明審査料金は、上表の 1.2 倍の額（算出した額に 10 円以下の端数が生じたときは、当該額を切捨てた額）とする。
- 4 この申請の基礎となる建築基準法第 6 条の 2 による建築確認申請を REJ に申請する場合は、本表の 2 分の 1 の額とする。（次表において同じ。）
- 5 併願等申請を選択できるものは、下表左欄に列記した申請であるもの、かつ、評価方法が同一のものに限る。この場合において、次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書の申請時期が着工後である場合は、右欄による。（次表において同じ。）

設計住宅性能評価申請書	設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価
長期優良住宅建築等認定計画に係る技術的審査依頼書	長期優良住宅建築等認定計画認定通知書
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書	低炭素建築物新築等計画認定通知書
BEL S に係る評価申請書	BEL S 評価（☆ 2 以上）
住宅性能証明申請書	住宅性能証明書

設計検査申請書（新築住宅）※金利 A プラン又は B プランが申請されているものに限る。	フラット 35 の適合証明書（金利 A プラン又は B プラン）
6 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の 2 分の 1（算定した額に 10 円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額）とする。（次表において同じ。）	
7 適合証を再発行する場合の手数料は、一通につき 5,100 円とする。（次表において同じ。）	

【共同住宅等】

（消費税込金額、単位：円）

	断熱等性能等級	一次エネルギー消費量等級	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)又は免震建築物	高齢者等配慮対策等級	劣化対策等級、かつ、維持管理対策等級
単独申請	基本料金 219,500				
戸あたり料金	7,100	8,900	7,100	7,100	8,900
併願等申請	基本料金 109,700				
戸あたり料金	3,500	4,400	3,500	3,500	4,400
備考					
1 一括申請の場合は、戸あたり料金を戸数を乗じた額とし、依頼された戸数に応じて見積りにより勘案する。					
2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の技術的審査料金は一戸建ての住宅の額の2倍とする。					

（手数料の収納方法）

- 第 3 条 適合審査の手数料の収納方法は、現金又は REJ の指定する口座への振込みとする。
- 2 前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。

（手数料の支払期日）

- 第 4 条 適合審査の手数料の支払期日は、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務約款（以下「約款」という。）で定める。

（手数料の返還）

- 第 5 条 依頼者の都合により、適合審査の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。
- 2 依頼者が約款の契約に違反したことにつき、REJ が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した技術的審査手数料は返還しない。
- 3 REJ が約款の契約に違反したことにつき、依頼者が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合審査の手数料は返還する。

（雑則）

- 第 6 条 REJ は、第 2 条で定める適合審査の手数料について市場価格等を勘案し、REJ 役員会の承認により変更することができる。

(個別契約特約)

第7条 第2条に定める適合審査の手数料については、申請者又は申請代理人と REJ は、特約として次の各号に定めをした個別契約を結ぶことができる。

- 一 本契約を適用するために必要な条件
- 二 前号の条件に反した場合の取扱い
- 三 適合審査の手数料
- 四 その他 REJ がこの契約を補足するについて必要と定めた事項

附則

制定時

(施行期日)

第1条 この手数料規程は、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の開始する日(平成31年(2019年)4月1日)から施行する。

(長期優良住宅等建築計画に係る技術的審査業務規程の一部改訂)

第2条 表1の備考中2項を第3項とし、以下を1項ずつ繰り下げ、第1項の次に第2項として「前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。」を追加する。

(住宅性能証明・増改築等工事証明書業務のご案内(平成28年改正分)の一部改訂)

第3条 (3)手数料について(平成31年1月7日から)の表備考中2項を第3項とし、以下を1項ずつ繰り下げ、第1項の次に第2項として「前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。」を追加する。

附則

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から適用する。
- 2 この改正規定の適用の際、あらかじめ手数料が収納されている場合は、従前の例による。